

『障害児支援の見直し検討会』に向けて

(財)日本知的障害者福祉協会

乳幼児期の子ども達の発達を支援できる施設や事業の絶対数が不足している現状に対応する方策を考える中で、地域偏重、障害の多様化・重複化を認識しています。私共は、どのような障害の児童をも受け入れられるように、既存の通園施設や児童デイサービスの重層的な整備と併行して、様々な専門的療育を広く、等しく活用してもらえぬ為の都道府県圏域や障害保健福祉圏域の果たす役割を明確にするために、以下の事項を提案します。

1. 乳幼児期における重層的療育システムについて

(1) 第3次発達支援圏域

位置づけ：都道府県圏域における拠点施設として、圏域内に1～2ヶ所。

【発達総合支援センター】

実施主体：都道府県

最低基準：施設種別の最低基準を満たすこと。

職員配置及び職種：配置は発達支援センターと同様とし、職種は、新たに医師。

支援事業：(1)医療支援、(2)療育事業、(3)家族支援、(4)地域支援

支援内容：ほぼ第2次発達支援センターと同様。

付帯機能：①養成校との協力・連携

②人材育成

(2) 第2次発達支援圏域

位置づけ：障害保健福祉圏域における拠点施設として、圏域内に1～2ヶ所。

【発達支援センター】

実施主体：都道府県

最低基準：施設種別の施設最低基準を満たすこと。

指導室(1人2.47㎡で10名程度) 遊戯室(1人1.65㎡)、屋外遊戯場、
医務室、静養室、相談室、調理室、浴室・シャワー室、便所、

職員配置及び職種：4歳未満：乳幼児2名に対して職員1名、

4歳以上：幼児3名に対して職員1名

：①保育士、②児童指導員、③心理士(臨床心理士)、④発達支援Co

⑤作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の内2名以上、⑥栄養士、

⑦看護師或いは保健師、⑧運転手、⑨調理員、⑩事務員

支援事業：(1)療育支援 (2)家族支援 (3)地域支援 (4)医療支援

支援内容：療育計画に基づき、継続的な療育及び幼児として必要な日常生活経験の療育支援等が確保される事業内容とする共に、個別療育計画(アセスメント → 個別プログラム作成 → ケア計画作成 → サービス調整 → 各支援実施)を作成する。

《支援システム》

アセスメント → 個別プログラム計画 → ケア計画作成 → サービス調整

[担当：心理士]

[担当：発達支援 Co]

→ 各支援実施

[担当：保育士等]

療育形態：集団療育及び個別療育

*療育支援：①クラス療育 ②グループ療育 ③個別療育

*家族支援：①母子通園 ②母親学級 ③兄弟姉妹サークル

*地域支援：①訪問療育 ②外来療育 ③施設支援

具体的内容：

(1) 療育支援

ア) クラス療育：10 数名の単位クラス構成による課題療育

イ) グループ療育：少人数による課題療育

ウ) 個別療育：保護者／本児／支援者の3者による課題療育

エ) 家族支援

(2) 送迎サービス

(3) 食事提供

(4) 地域支援 上記の支援内容と平行して行う。

対象児童：①児童相談所等が療育手帳交付対象の乳幼児、受給者証交付の乳幼児

②グレーゾン児、リスク児等の乳幼児

③地域支援は、学童も含む

付帯機能：①養成校との協力・連携

②人材育成

(3) 第1次発達支援圏域

位置づけ：市町村圏域における支援センターとして、位置づける。

【児童デイサービス療育型】は、療育計画に基づき、必要な療育を提供する。

実施主体：市町村

最低基準：指導訓練室(必要な機械器具等を備えたもの)、

サービス提供に必要な設備、備品。

支援事業：(1)療育支援 (2)家族支援 (3)子育て支援(就労支援)

職員配置：現行通り

療育内容：個別支援計画を作成し、短時間の療育支援或いはスポット療育(専科療育)を行う。

《支援システム》

個別支援計画作成 → → サービス実施

[担当：サービス管理者]

[担当：保育士等]

療育形態：小集団療育及び個別療育 或いはスポット療育

具体的内容：例えば、事業時間を①療育1(9:00~11:00) ②療育2(13:00~15:00)

③療育3(15:30~17:30)に区分することも可能。

対象児童：各市町村が療育支援の必要と認めた乳幼児から小学生まで
【発達・療育支援事業】は、学齢期の支援策として、「学童保育」、「児童デイサービスⅡ型」等を含む事業を行う。

実施主体：市町村

支援事業：(1)療育支援 (2)家族支援

支援内容：児童デイサービス療育型に準ずる。

対象児童：各市町村が必要と認めた児童

(4) [子育て支援・生活支援事業（日中一時支援）] は、

保護者の都合により、一時的な見守りの必要な障害のある小中高生の放課後等の活動の場の確保及び保護者の就労支援やレスパイトを目的とし、デイ事業所や空き教室を利用し、必要な活動の場の確保や障害のある小中高生の預かり等のサービスを行う。

実施主体：市町村

最低基準：必要な活動が提供できる場

事業内容：日中預かり、障害児タイムケア事業、家族のレスパイトなどのサービスを実施

具体的内容：① 4 時間未満 ② 4 時間以上

対象児童：各市町村が必要と認めた障害児